

災害時における「り災証明書」の交付等に関する協定書の概要

福生消防署・福生市・羽村市・瑞穂町
令和7年2月

1. 平時の「り災証明書」の交付と災害時の「り災証明書」の交付

平時に火災が発生した際には、消防法第31条に基づき、消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならないとされており、火災に起因するり災証明書については消防署長が交付している。

大規模災害時には、災害対策基本法第90条の2に基づき、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(り災証明書)を交付しなければならないとされている。

2. 課題

消防署 ・火災調査に必要な被害住家の世帯主や家族構成、住家面積、住家構造(準耐火など)などの情報を把握する必要がある。⇒ 市・町が把握している

市 町 ・被災者台帳の作成に必要な情報(大規模火災の原因等)を迅速、的確に把握する必要がある。⇒ 消防署が把握している

大規模災害を想定し、平時から消防署と自治体が連携し対応していくことが求められる。

3. 協定締結の目的

被災者台帳の作成、火災調査のために必要な情報を市町と消防署が互いに共有することで、市町が遅滞なくり災証明書を交付し、被災者の早期の生活再建に貢献する。

4. 協定の主な内容

- (1) 市町は、り災証明書及び被災者台帳の作成に必要な火災調査の情報について、消防署から提供を受ける。
- (2) 消防署は、火災調査に必要な情報として、被災者の住民基本台帳の情報、被災建物の家屋課税台帳の情報について、市町から提供を受ける。
- (3) 市町が開設するり災証明書の交付窓口において、消防署と連携して交付する必要がある場合には、連絡会を開催したうえで決定する。
- (4) り災証明書の内容等について被災者から説明を求められた場合、市町と消防署が協議して対応する。

5. 東京消防庁管内の協定締結の状況

区 部 : 23区中20区、58署中51署で既に締結済み

多摩地域 : 立川市・国立市(立川)、武蔵野市(武蔵野)、三鷹市(三鷹)、小金井市(小金井)、あきる野市・日の出町・檜原村(秋川)、青梅市(青梅)、東村山市(東村山)、昭島市(昭島)小平市(小平)、日野市(日野)、府中市(府中) 30市町村中14市町村、23署中11署で既に締結済み

【裏面あり】

6. 協定締結式の場所と日時

場 所： 福生消防署

日 時： 令和7年3月18日(火) 15:30～16:30

消防署との「り災証明書」発行に関するイメージ

